

添付法令資料 3 :

環境影響に関する分析、環境管理方策及び環境モニタリング方策又は環境の管理及びモニタリング能力のステートメントが必要とされる事業及び／又は活動のリストに関する 2021 年 4 月 1 日付インドネシア共和国環境林業大臣規則 No.4 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 環境影響に関する分析が必要とされる事業及び／又は活動のリスト (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 環境管理方策及び環境モニタリング方策が必要とされる事業及び／又は活動のリスト (第 5 条)
- 第 4 章 環境の管理及びモニタリング能力のステートメントが必要とされる事業及び／又は活動のリスト (第 6 条及び第 7 条)
- 第 5 章 環境影響に関する分析、環境管理方策及び環境モニタリング方策又は環境の管理及びモニタリング能力のステートメントが必要とされる事業及び／又は活動計画の種類の変更 (第 8 条及び第 9 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 10 条)
- 第 7 章 終則 (第 11 条及び第 12 条)